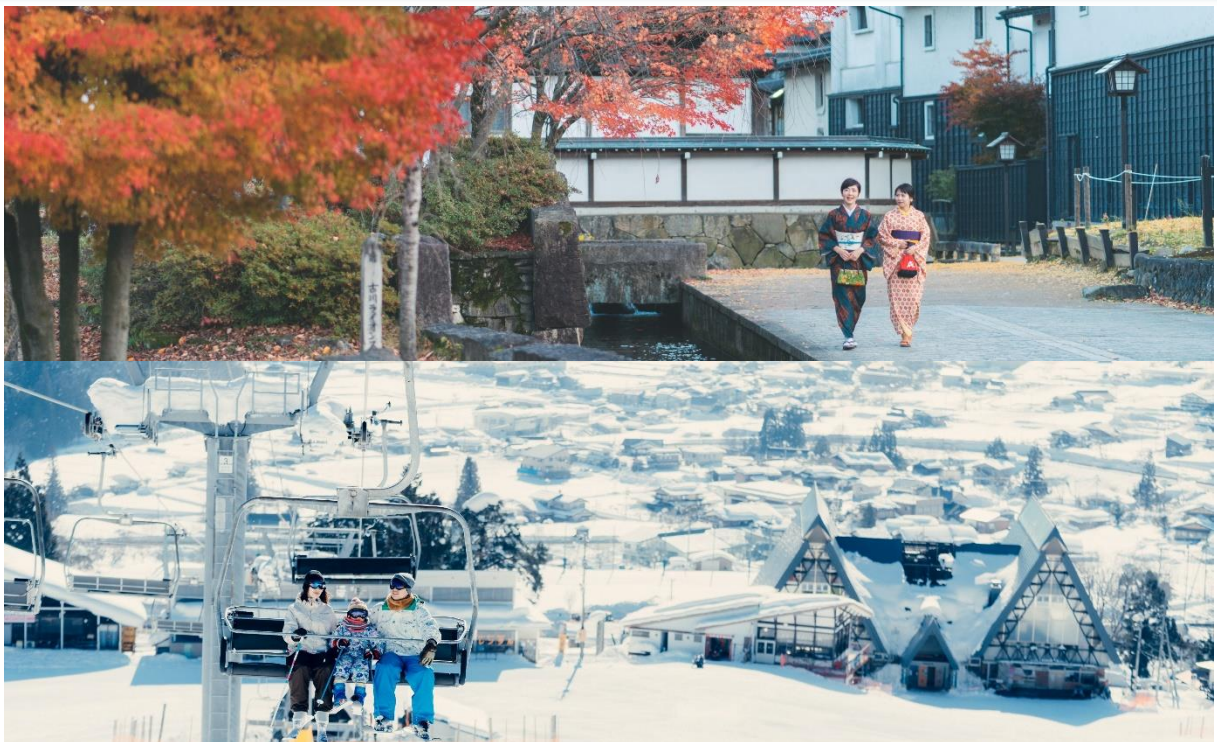




飛騨市 暮らしのパンフレット

日本語版



目次

1. ごみの出し方のこと	… 1
2. 防災のこと	… 10
3. 犯罪のこと	… 11
4. 交通ルールのこと	… 12
5. 町内会のこと	… 13
6. 戸籍のこと	… 14
7. 健康保険のこと	… 17
8. 年金のこと	… 19
9. 税金のこと	… 21
10. 子どものこと	… 23
11. 困った時の問い合わせ先	… 26

1.ゴミの出し方

問い合わせ先…飛騨市役所環境水道部環境課

☎0577-73-7482

◆ごみの出し方ルール



- ・ごみを出す場所は地区ごとに決まっています。
ご近所に確認して地区のルールに従って、決まった場所に出してください。
- ・ごみを出す日は決まっています。朝8時までに出してください。
- ・正しく分別して出してください。
- ・ルールが守られていないごみは収集できません。
- ・違う場所に捨てないでください。
- ・出ているごみを持っていかないでください。
- ・詳しくは、保健衛生カレンダーを確認してください。



◆ごみを分別する理由

- (1)可燃ごみを減らすことができます。
- (2)ごみを資源と分別することで、資源は再利用され、天然資源の枯渇を防止できます。
- (3)正しく分別することで、埋立ごみが減り、埋立地の使用を減らすことができます。
- (4)ごみ処理で発生する二酸化炭素の排出量を減らすことができます。


◆ごみの種類と出し方など

ごみの種類	出し方	出せる日	注意点
可燃ごみ  <ol style="list-style-type: none"> ①生ごみ ②CDやDVD ③ゴム製品 ④貝がら ⑤プラスチック製品 (バケツなど) ⑥革製品 	指定ごみ袋(黄色)に入れて、決まった場所に出してください。	カレンダーで指定された日に出してください(地域で決まっています)。	(1)金属品は入れないでください。 (2)袋を縛って出してください。 (3)50cm 未満のものを入れてください。 (4)前日に出さないでください。 (5)指定ごみ袋以外でクリーンセンターに持ち込むときは、計量して手数料をいただきます。
	飛騨市クリーンセンターに持ち込むことができます。 (☎:0577-75-3069)	月曜日～金曜日 および第3日曜日 (8:30～15:30)	

ごみの種類	出し方	出せる日	注意点
<p>プラスチック製容器包装</p>  <p>①レジ袋 ②たまごのパック ③食品トレー ④プリンなどの容器 ⑤ペットボトルラベル ⑥カップ麺の容器 ⑦包装 ⑧シャンプーなどのボトル</p>	<p>指定ごみ袋(水色)に入れて、決まった場所に出してください。</p> <p>飛騨市リサイクルセンターに持ち込むことができます。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>カレンダーで指定された日に出してください(地域で決まっています)。</p> <p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>(1)きれいに洗って、乾かして出してください。</p> <p>(2)汚れているものは、可燃ごみに出してください。</p> <p>(3)指定ごみ袋には、名前と住所を書いてください。</p> <p>(4)プラスチック製品(ハブラシ、ストロー、CD、DVD、スプーン、フォークなど)は、可燃ごみに出してください。</p>
<p>紙類</p>  <p>①トイレトーパーの芯 ②紙箱 ③封筒 ④プリント、印刷物 ⑤紙袋 ⑥紙製食器 など</p>	<p>指定ごみ袋(オレンジ色)に入れて、決まった場所に出してください。</p> <p>飛騨市リサイクルセンターに持ち込むことができます。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>カレンダーで指定された日に出してください(地域で決まっています)。</p> <p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>(1)新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パックは入れないでください。</p> <p>(2)汚れているものは、可燃ごみに出してください。</p> <p>(3)指定ごみ袋には、名前と住所を書いてください。</p> <p>(4)24 時間資源回収ボックスに出さないでください。</p>
<p>古紙類※1 (新聞・雑誌・ダンボール・牛乳パック)</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p> <p>24 時間資源回収ボックスに出してください</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p> <p>24 時間</p>	<p>(1)十字に縛って出してください。</p> <p>(2)紙類は出せません。</p>
<p>衣類</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p> <p>24 時間資源回収ボックスに出してください</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p> <p>24 時間</p>	<p>(1)衣類以外は出せません。</p> <p>(2)布団、毛布、は飛騨市リサイクルセンターへ持ち込みください。</p>

ごみの種類	出し方	出せる日	注意点
<p>廃食用油 (植物系のみ)</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>家庭から出る植物系の廃食用油が対象になります。</p>
<p>ペットボトル※2</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>(1)洗って、乾かして出してください。 (2)ラベル、キャップを取る。 (ラベルとキャップはプラスチック製容器包装に入れてください)</p>
<p>カン※2</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>(1)洗って、乾かして出してください。 (2)なかにごみ(タバコなど)を入れないでください。</p>
<p>ビン※2 (透明・茶色・その他)</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>(1)洗って、乾かして出してください。 (2)透明のビン、茶色のビン、その他のビンに分けて出してください。 (3)なかにごみ(タバコなど)を入れないでください。 (4)キャップ、ふた、ラベルを取ってください。</p>
<p>蛍光管・乾電池類※2</p> 	<p>飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (☎:0577-75-2121)</p>	<p>月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)</p>	<p>(1)割れた蛍光管は、袋に入れてしばって出してください。 (2)回収コンテナに入らない長さのものは、飛騨市リサイクルセンターまで持ち込みください。</p>

ごみの種類	出し方	出せる日	注意点
金物※2 	飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (電話：0577-75-2121)	月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)	(1)スプレー缶は、穴を開けてガスを抜いてください。 (2)燃やせる部分は、取り外して可燃ごみに出してください。
家電小物類※2 	飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (電話：0577-75-2121)	月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)	(1)分解したものは回収できません。 (2)電池は取り外してください。 (3)収集コンテナに入らないものは、飛騨市リサイクルセンターまで持ち込みください。
埋立ごみ※2 	飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (電話：0577-75-2121)	月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)	(1)燃やせる部分は、取り外して可燃ごみに出してください。 (2)使い捨てライターはガスを使いきってください。
粗大ごみ 	飛騨市リサイクルセンターに出してください。 (電話：0577-75-2121)	月曜日～金曜日 (祝日は開いていません) (8:30～16:00) 第1・第3日曜日 (8:30～15:30)	種類ごとに計量して手数料をいただきます。 (詳しくは、保健衛生カレンダーを確認ください)
家電リサイクル品 	下記の引取施設に直接持ち込みください。 (1)株高橋商店 (2)濃飛西濃運輸(株)高山支店	(1)高山市国府町三川 223 電話:0577-72-4063 月曜日～金曜日 (8:00～16:30) (2)高山市山田町 1318-1 電話:0577-32-1917 月曜日～土曜日 (9:00～16:30)	引取施設に持ち込む前に、メーカーやサイズを確認し、郵便局でリサイクル券を購入してください。

ごみの種類	ごみの出し方
市で処理できないもの 	自分で処理業者へ依頼して、処理してください。 不明なときは、環境課(0577-73-7482)まで相談ください。 また、事業活動(事務所)から出るごみは、出せません。

- ※1.神岡町では、古紙類も指定ごみ袋と同じ場所に出すことができます。
 ※2.「ペットボトル・カン・ビン・蛍光管・乾電池類・金物・家電小物類・埋立ごみ」はお住まいの地域により出し方が違います。
 古川町・河合町・宮川町は、地域の分別収集場所に出してください。
 神岡町は、地域の決められた場所(指定ごみ袋と同じ場所)に出してください。

◆指定ごみ袋の購入方法

指定ごみ袋は、飛騨市内のスーパーマーケット、コンビニエンスストア、ドラッグストアなどで販売しています。

<飛騨市指定ごみ袋価格表>

指定ごみ袋の種類	袋の色	枚数	1冊(1袋)
可燃ごみ(大)	黄色	10枚	520円
可燃ごみ(小)	黄色	20枚	520円
可燃ごみ(極小)	黄色	20枚	260円
プラスチック製容器包装	水色	10枚	100円
紙類	オレンジ色	10枚	100円



(可燃ごみ)



(プラスチック製容器包装)



(紙類)

◆ごみ収集日

- ・指定ごみ袋での収集日になります。
- ・資源ごみ、埋立ごみの収集日は、保健衛生カレンダーを確認ください。
- ・お住まいの地区名は、転入時に市民保健課に確認ください。

【保健衛生カレンダー】



町名	地区	可燃ごみ	プラ製容器包装	紙類
古川町	8区～25区、上野、花もも、中野、高野、平岩、畦畑、下野	月曜日 木曜日	第2・第4 水曜日	第1・第3 水曜日
	1区～7区、太江、促進、杉崎、諏訪田、袈裟丸、末高、数河、谷、信包、黒内、笹ヶ洞、寺地	火曜日 金曜日	第2・第4 水曜日	第1・第3 水曜日

町名	地区	可燃ごみ	プラ製 容器包装	紙類
河合町	河合町すべて	月曜日 木曜日	第2・第4 水曜日	第1・第3 水曜日
宮川町	宮川町すべて	火曜日 金曜日	第2・第4 水曜日	第1・第3 水曜日
神岡町	本町、西里、大門、仲町、蔵前、緑町、常盤、栄町、相生、富士ヶ丘、上今、下今、堀川、玉川、北新地、桜町、大和、大和団地、大島、旭川、宝町、新富、朝日、花園、千歳、幸土、藤橋、八幡、蟻川荘、上朝浦、西ヶ丘、釜崎下、牧ヶ平、割石、吉ヶ原、二ツ屋、東漆山、西漆山、牧、土、跡津川、東茂住、西茂住、杉山、横山、谷、中山、西野町、西野町教住、弥生町、館野町、玉姫、緑ヶ丘、東雲、自由ヶ丘、阿曾保、下麻生野、奥麻生野、石神、浅井田、灘見、数河	月曜日 木曜日	第1・第3 水曜日	第2・第4 水曜日
	和泉町、坂富、橋場、城下、高原、藤里、校前、中園、末広、坂戸、白山、宮ノ上、坂巻、殿、わかば台、森下町、昭和町、殿本町、江馬町、城ヶ丘、釜崎上、吉田、上小萱、下小萱、丸山、野首、梨ヶ根、寺林、ビレッジハウス神岡、堀之内、伏方、西、下山田、上山田、棠山、柏原、旭ヶ丘、サンアルプ旭、サンハイツ、夕陽ヶ丘	火曜日 金曜日	第1・第3 水曜日	第2・第4 水曜日
	和佐保、南平、伊西、森茂、岩井谷、下之本、瀬戸、和佐府、打保	月曜日 木曜日	第1・第3 水曜日	第1・第3 水曜日

◆24時間資源回収ボックス

- ・24時間いつでも出すことができます。
- ・24時間資源回収ボックスの場所は、保健衛生カレンダーを確認ください。

<出せるもの>

新聞	雑誌	ダンボール	牛乳パック	衣類
				

※上記以外は出せません。

※新聞、雑誌、ダンボール、牛乳パックは十字にしぼってください。

※衣類は袋から出して専用のカゴに入れてください。

◆各施設への行き方

(1)飛騨市クリーンセンター

住所：飛騨市古川町谷 11-4
 電話：0577-75-3069
 開所日：月曜日～金曜日および第3日曜日
 （祝祭日、年末年始は休み）
 時間：8:30～15:30

(2)飛騨市リサイクルセンター

住所：飛騨市古川町谷 16-2
 電話：0577-75-2121
 開所日：月曜日～金曜日および第1・第3日曜日
 （祝祭日、年末年始は休み）
 時間：月曜日～金曜日 8:30～16:00
 第1・第3日曜日 8:30～15:30



(3)株式会社高橋商店

住所:高山市国府町三川 223

電話:0577-72-4063

開所日:月曜日~金曜日

(祝祭日、年末年始、お盆は休み)

時間:8:00~16:30

(12:00~13:00 は休み)



(4)濃飛西濃運輸株式会社

住所:高山市山田町 1318-1

電話:0577-32-1917

開所日:月曜日~土曜日

(祝祭日、年末年始、お盆は休み)

時間:9:00~16:30

(12:00~13:00 は休み)



2. 防災のこと

問い合わせ先…飛騨市役所総務部危機管理課

☎0577-62-8902

日本では、*台風・大雨・*大雪・*地震がたくさん起きます。これらを「災害」といいます。災害が起きた場合、まずは自分の体を守ることを優先しましょう。あなたの家が安全な場合は家の中にいてください。もし、家が危ない場合は、避難所(みんなが逃げるところ)に行きます。災害が起こる前に、準備しておくことを「防災」といいます。

台風、大雨、大雪などは事前に気象情報をチェックすることで自分の身を守ることができます。

(1)自分の体や家族を守るためにすること

災害がおきたときのために、飲み物や食べ物などを用意しておきましょう。飲み物や食べ物を買って、家においておきます。あなたが、いつもの生活で必ずいるもの(いつも飲む薬やパスポート、在留カード、洋服など)は、逃げるときに、すぐ持っていくために、最初に用意しておきます。

*ハザードマップで、あなたが住んでいるところや、働いているところの近くにある危ないところや避難所について、調べておいてください。

【ハザードマップ】



【用意しておくといいもの】

食べ物	カンパン、缶詰、レトルト食品、飲める水、ドライフード、チョコレートなどのお菓子
薬	ばんそうこう、傷薬、包帯、常備薬
貴重品	お金、パスポート、貯金通帳、印鑑、免許証など
その他	下着、衣類、タオル、雨具、靴、充電バッテリー、懐中電灯、ポリ袋など

(2)避難のしかた

災害によって、避難の仕方は違います。

【大雨・台風の場合】

→建物の中にいるときは、できるだけ高いところに移動しましょう。

外にいるときは、道路に水がたまる前に避難所へ移動しましょう。

【地震の場合】

→建物の中にいるときは、割れたガラスや家具が倒れてくることに注意してください。

そのあと、余震(大きな地震が起きたあとに続けて起きる地震のこと)に気を付けながら避難所へ移動しましょう。外にいるときは、地震で建物が崩れるかもしれないので、できるだけ広い場所に移動しましょう。

(3)避難所について

あなたの家の近くの避難所は、飛騨市防災サイトで確認してください。

(4)避難所での過ごし方

避難所には、あなた以外にも避難をしてきた人がいます。寝る時間には大きな声を出さないなど、まわりの人のことを考えた行動をしましょう。



【飛騨市防災サイト】

3. 犯罪のこと

問い合わせ先…岐阜県飛騨警察署 住所:飛騨市古川町朝開町 1401

☎0577-73-0110

◆サイバー犯罪

近年、外国人組織によるオンラインショッピングでの詐欺事件やインターネットバンキングでの不正送金事件が多発しています。警察が検挙した事件を分析した結果、来日外国人が犯罪組織の誘いに乗りアルバイト感覚で犯罪に加担していることが分かりました。

「いいアルバイトがある」、「商品を受け取るだけ」、「現金を引き出すだけ」、「口座を作って渡せばお金になる」など、甘い言葉を使った誘いには乗らないようにしましょう。

事件に加担してしまい逮捕された来日外国人は、

「おかしいとは思ったけど、お金が欲しかったので引き受けてしまった」

「帰国する直前だから、バレても大丈夫と言われた」などと話しています。

甘い誘いの裏には、必ず犯罪が潜んでいます。法律で厳しく罰せられます。

【犯罪に加担してしまうケース】

(1)商品の受け取り役

配達商品を受取人になりすまして受け取り、その商品を犯人が指定した場所に転送する。

(2)現金の引き出し役

他の人のキャッシュカードを使って現金を引き出す。

(3)口座売買・譲渡

自分の口座やキャッシュカードを他人に売買、または無償で譲渡する。

◆薬物

日本において、薬物※の所持や使用は犯罪です。

規制薬物は、たとえ少量の所持であっても、個人使用が目的であっても逮捕され、厳しい刑に処せられる可能性があります。

事例1:大麻の所持

ある女性は、個人使用のため海外から少量の大麻を持ち込んだ。日本への入国時に、税関で大麻が発見され、彼女は即座に逮捕された。

事例2:コカインの所持

警察によって、ナイトクラブにおけるコカインの取引が暴かれ、複数の外国人がコカイン所持罪として逮捕された。

事例3:覚せい剤の密輸入

ある女性は、恋人から日本に荷物を運ぶよう頼まれた。日本へ入国したところ、彼女は覚せい剤の密輸入罪で警察に逮捕された。

4. 交通ルールのこと

問い合わせ先…岐阜県飛騨警察署 住所:飛騨市古川町朝開町 1401

☎0577-73-0110

◆歩行者・自転車

- ・原則、歩行者は道路の右側の歩道を歩きます。
- ・道路を渡る時は、横断歩道・歩道橋など、安全な場所で渡りましょう。
- ・踏切を渡る時は、手前で一度止まり、左右から電車が来ていないことを確認してから渡りましょう。警報が鳴り始めたり、遮断機が下り始めたりしたときは、急いで踏み切りから出てください。

◆自転車で走る時のルール

- ・原則、歩道ではなく車道を走りましょう。
- ・車道では道路の左側を走りましょう。
- ・歩道は歩行者が優先で、車道寄りをゆっくり走りましょう。
- ・安全に運転しましょう。
 - お酒を飲んだら運転してはいけません。
 - 二人で乗ったり、横に並んで走ったりしてはいけません。
 - 暗くなったらライトをつけましょう。
 - 交差点を渡る時は一度止まり、周りの安全を確認しましょう。
- ・ヘルメットをかぶりましょう。

◆自動車・バイクなど

日本で自動車やバイクなどを運転するには、日本の運転免許証が必要です。運転免許証を受け取るには、日本の運転免許の試験に合格するか、外国の運転免許を日本の運転免許に切り替える審査を受けて合格する必要があります。

※自転車やバイクはとても便利ですが、使い方によっては他の人の命を奪ってしまう可能性がある乗り物です。自転車やバイクを運転するときは、危険であることを意識して、思いやりのある運転を心がけましょう。

◆バスや電車の乗り方

飛騨市には、数は少ないですがバスや電車が走っています。これらを「公共交通機関」といいます。公共交通機関は誰でも乗ることができるので、一緒に乗る人が嫌な思いをしないようにルールを守って乗りましょう。

- ・バスや電車に乗ったり降りたりするときは、早く来た人から順番にならび、先に待っている人が乗るのを待ちましょう。
- ・煙が嫌いな人もいますので、バスや電車の中やバスや電車を待っているときもたばこを吸うのはやめましょう。
- ・他に乗っている人の迷惑になるので、バスや電車の中では大きな声を出したりスマートフォンで通話するのはやめましょう。
- ・バスや電車の中で音楽を聞きたい時はイヤホンを使いましょう。音楽の音量が大きすぎると、イヤホンを使っても音が漏れることがあるので注意しましょう。

5. 町内会・自治会のこと

問い合わせ先…飛騨市役所総務部総務課

☎0577-73-7461

町内会・自治会は、住みよい地域づくりを目指して、生活環境の保全や福祉の向上のために、さまざまな活動に取り組んでいる自主的な団体です。

例えば、こんな活動を行っています。

- ・安全、安心のための「防災・防犯・交通安全活動」
- ・きれいなまちをつくるための「環境美化活動」
- ・くらしの情報を発信する「広報活動」
- ・健康で楽しく暮らすための「文化・スポーツ・レクリエーション活動」
- ・支え合いのための「福祉活動」

町内会・自治会に入るには会費を支払う必要があります。町内会・自治会に入ること、日本の習慣や地域の人たちのことを知ることができます。入るための手続きは、町内会・自治会の会長さんに相談してください。もし、あなたが住んでいるところの町内会・自治会が分からないときは、下の表の電話番号に連絡してください。

住んでいるところ	担当部署	電話番号
古川町	飛騨市役所 総務部総務課	0577-73-7461
河合町	河合振興事務所 総務市民福祉係	0577-65-2221
宮川町	宮川振興事務所 総務市民福祉係	0577-63-2311
神岡町	神岡振興事務所 総務税務課	0578-82-2251

6. 戸籍のこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課

☎0577-73-7464

外国人も、日本人と同じように住民票を作って、*住民登録をしなければなりません。

住民登録をすると、飛騨市のサービスを受けることができます。そして住所(住むところ)を証明する住民票の写し(コピー)をもらうことができます。

*住民登録:あなたや、あなたの家族が、飛騨市に住んでいることを市役所に知らせること

・住民登録をする人

3 か月より長く日本に住む人は、住民登録をしなければなりません。観光(日本へ遊び)に来た人は住民登録をしません。

・市役所に届を出すときは？

下の表の時は、市役所に届を出さなければなりません。

届は、あなた自身が出します。あなたが出せない場合は、代わりの人が出すこともできます。

代わりの人が届を出すときは、委任状(あなたが代わりの人をお願いしたことがわかる紙)を持ってきてください。

*届:市役所にあなたの状況がかわったことを紙に書いて知らせること

どんなとき	届の名前	いつまでに	持ってくるもの
別の市や町から飛騨市に引っ越したとき	転入届	飛騨市に来た日から14日の間	1. 転出証明書 (前に住んでいたところの市役所からもらいます)かマイナンバーカード 2. 在留カードか、特別永住者証明書
飛騨市の中で引っ越したとき	転居届	引っ越した日から14日の間	1. 在留カードか特別永住者証明書 2. マイナンバーカード
一緒に住む家族や家族の世帯主が変わったとき	世帯変更届	世帯が変わったときから14日の間	1. 在留カードか特別永住者証明書 2. マイナンバーカード

◆マイナンバー制度

日本で住民登録をしている人は、その人だけの番号<マイナンバー>があります。外国人も、住民登録をするとマイナンバーができます。番号は、12 個の数字です。マイナンバーは市役所などでいろいろな手続きをするときに使います。

*社会保障や、税金の書類を出すときも使います。はじめて日本に来た人は、市役所で転入届を出した後に、郵便でマイナンバーのお知らせが来ます。

*社会保障:あなたが毎日の生活で困ったときに、国などが助ける制度です。

もらう人	使うことができる期間
1. 永住者 2. 特別永住者 3. 高度専門職第2号	20歳以上の人は10年間 19歳以下の人は5年間
1. 技能実習生 2. 中長期在留者 3. 仮滞在許可 4. 一時庇護許可者 など	在留期間と同じ期間

◆住民票の写し(コピー)について

住民票は、「あなたがその場所に住んでいることを市役所が証明するもの」です。

住民票には、「名前」、「誕生日」、「住所」、「飛騨市に引っ越しした日」、「一緒に住んでいる人」などが書いてあります。それが紙になったのが、「住民票の写し」です。あなたが必要なときに、市役所からもらうことができます。マイナンバーカードを使えば、コンビニでももらうことができます。もらうときは、お金がいります。

◆在留カードなどについて

在留カードは、あなたが日本にいる目的と、いることができる最後の日(期限)を証明(ほかの人にわかるように)するカードです。在留資格によって日本でできることが決まります。例えば、資格が「留学」だと勉強ができます。「就労」だと、働くことができます。在留カードは、必ず持っていなければなりません。

(1) 特別永住者証明書

新しい特別永住者証明書を作る時は、市役所で手続きをします。わからないときは、市役所に相談してください。

(2) 在留カード

期限をすぎた在留カードで、市役所などの手続きはできません。新しい在留カードを作るときは、名古屋出入国在留管理局か、名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所か、名古屋出入国在留管理局 富山出張所に行ってください。

※名古屋出入国在留管理局

〒455-8601

住 所:愛知県名古屋市港区正保町 5-18

電話番号:0570-052259

受付時間:9時~16時(土曜日・日曜日、休日を除く)

※名古屋出入国在留管理局 岐阜出張所

〒500-8812

住 所:岐阜県岐阜市美江寺町 2-7-2 岐阜法務総合庁舎別館4階

電話番号:058-214-6168

受付時間:9時~12時、13時~16時(土曜日・日曜日・休日を除く)

※名古屋出入国在留管理局 富山出張所

〒939-8252

住 所:富山県富山市秋ヶ島 30 番地 富山大学国内線ターミナルビル1階

電話番号:076-495-1580

受付時間:9時~12時、13時~16時(土曜日・日曜日)

7. 健康保険のこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課

☎0577-73-7464

◆健康保険について

日本に住む人は、みんな健康保険に入ります。在留カードを持って、住民登録をしている人は入らなければなりません。あなたが健康保険に入るかどうかを決めることはできません。健康保険に入ると、保険証(保険に入っていることがわかるカード)をもらいます。病気やけがで病院に行くときは、病院の人に保険証を見せてください。病院に払うお金が安くなります。日本の健康保険は 2 つあります。会社の健康保険と市の国民健康保険です。

◆会社の健康保険について

・健康保険に入る人

会社で働いている人は、会社の健康保険に入ります。入ることができるかどうかは、会社の人に聞いてください。会社で働いていないけど日本に住んでいるあなたの家族も、健康保険に入ることができる場合があります。家族が健康保険に入ることができるかどうか、会社の人に聞いてください。

・入る方法

会社が手続きをします。

・保険料(健康保険に払うお金)

保険料は、あなたが会社からもらう給料で決まります。あなたの給料から、保険料の半分を払います。残りの半分は、会社が払います。

・仕事をやめたとき

仕事をやめたときは、健康保険もやめなければなりません。健康保険の代わりに、国民健康保険に入る必要があり、その手続きはあなたがしなければなりません。

まず、会社から健康保険をやめた証明書をもらいます。そのあと、証明書と在留カードを持って行って市役所に届を出してください。

◆国民健康保険（市の健康保険）

・国民健康保険に入る人

住民登録をしている人で、会社の健康保険に入っていない人が入らなければなりません。

・入る方法

在留カード、パスポート、マイナンバーカードまたは通知カードを持って行って市役所に届を出してください。在留資格が「特定活動」資格の人は、指定書も持って行ってください。

・保険料(国民健康保険に払うお金)と払う方法

保険料は、あなたの前の年の所得や家族の人数で決まります。

毎年6月ころに保険料のお知らせが市役所から郵便で来ます。

一緒に入っている納付書を使って払ってください。銀行・郵便局・コンビニなどで払うこともできます。困ったときは、市役所に相談してください。

◆医療費(病院に払うお金)がとても高くなったとき

あなたが1ヶ月間に病院に払うお金が、決まった額よりも多く払ったときは、後からお金が返ってきます。いくら返ってくるかは、あなたと一緒に住んでいる家族の所得で決めています。これは「高額療養費制度」と言います。お金が返ってくるかどうかは、会社の健康保険に入っている人は、会社の人に相談してください。国民健康保険に入っている人は、市役所に相談してください。

病院に入院するときなど、たくさんのお金があるときは、*限度額認定証をもらうこともできます。限度額認定証があるときは、会社の人や市役所に相談をしてください。

*限度額認定証:この紙があると、病院に決まった金額までしか払わなくてよくなります。毎月保険証と一緒に病院に見せてください。

◆健康保険からもらうお金

出産育児一時金(健康保険に入っている人が子どもを産んだ時にもらうお金)

葬祭費(健康保険に入っている人が死んだとき、その人の葬式をした人がもらう)

8. 年金のこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課

☎0577-73-7464

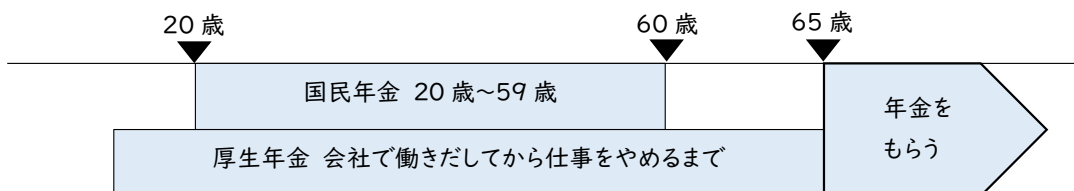
日本では、年をとったときや病気やけがで働けなくなったときのためにお金を払います。この制度を年金といいます。年金に入り、お金を払うと、年をとったときや、病気やけがで働くことができなくなったときなどに生活のためのお金をもらうことができます。日本に住んでいる 20 歳から 59 歳の人は、みんな年金に入ります。

◆年金について

日本には2つの年金があります。「国民年金」と「厚生年金」です。

厚生年金：会社や工場などで働いている人

国民年金：厚生年金に入っていない人



◆国民年金について

国籍に関係なく、日本に住んでいる 20 歳から 59 歳の人は、みんな国民年金に入ります。年金に入るときは市役所や年金事務所で手続きをします。

在留カードやマイナンバーカードを持っていきます。

・国民年金に払うお金(あなたがいくら払うか)と払う方法について

→国民年金に払うお金は、1 カ月あたり 約 17,000 円です。※年度ごとに変ります

【支払方法】

- ・金融機関やコンビニでの現金支払い
- ・口座振替、クレジットカード
- ・電子決済 等

・支払いができないとき

生活のお金が少なくて困っている人は、年金のお金を払わなくてもいいときがあります。

市役所や年金事務所に相談してください。

◆厚生年金について

会社や工場、お店などで決まった時間より長く仕事をしていて、70 歳になっていない人が入ります。入るときの手続きは、会社がします。あなたは、手続きをしなくていいです。

・厚生年金に払うお金と払う方法について

厚生年金に払うお金は、あなたが会社からもらう毎月の給料で決まります。年金に払うお金の半分は、毎月のあなたの給料から払います。残りの半分は、会社が払います。あなたが払うお金と、会社が払うお金を、いっしょにして会社が払います。

・仕事をやめるとき

仕事をやめるときは、厚生年金もやめます。やめたら、あなたが国民年金に入る手続きをします。会社からもらえる厚生年金をやめた証明と在留カードを持って、市役所や年金事務所で手続きをします。

◆年金をもらうとき

年金は、もらうお金に表の①～③の種類があります。どの年金がもらえるか、申し込みの方法などは、市役所や年金事務所に聞いてください。

【年金の主な種類】

年金の種類	説明
(1) 老齢年金	65歳からお金がもらえます 65歳のときに、日本に住んでいなくてももらえます
(2) 障害年金	病気やけがで障がい者になった人がもらえます
(3) 遺族年金	年金に入っていた人が亡くなったとき、家族がもらえます

◆脱退一時金(国に帰るときにもらうことができるお金)

国民年金や厚生年金に入っていた人が、国に帰るとき、脱退一時金というお金をもらうことができます。国に帰ってから、2年以内に手続きする必要があります。もらうためには条件があります。手続きの方法や自分がもらうことができるかについては年金事務所に聞いてください。

◆年金について詳しく知りたい方

二次元コードをスマートフォンで読み取るか、URLを入力して検索してください
<https://www.nenkin.go.jp/international/index.html>



9. 税金のこと

問い合わせ先…飛騨市役所総務部税務課

☎0577-73-3742

個人の所得に対してかかる税金には、所得税(国税)と市・県民税(地方税)があります。日本に住む外国人にも納税の義務があります。個人が市に納める税金には、市・県民税、軽自動車税、固定資産税などがあり、福祉や教育、ゴミの処理など、さまざまな公的サービスが税金でまかなわれています。

種類	対象者
市・県民税 (住民税)	1月1日現在、市内に住所がある方に前年の所得に基づいて課税されます。
軽自動車税 (種別割)	毎年4月1日現在、原動機付自動車、軽自動車、小型特殊自動車、二輪の小型自動車を所有している方に課税されます。
固定資産税	1月1日現在、市内に固定資産(土地、家屋、償却資産)を所有している方に課税されます。
所得税	1月1日から12月31日まで、収入を得た方に課税されます。

◆所得税の納税方法

商売をしている人などは、自分で収入金額や必要経費、税額などを計算して、直接税務署に申告します。これを「確定申告」といいます。これに対し、サラリーマンのように会社から給料やボーナスをもらっている人(給与所得者)の場合は、確定申告は必要ありません。会社が毎月、自動的に給料から所得税を差し引いて納付を行い、納税は完了します。これを「源泉徴収」といいます。

◆税金の払い方

あなたが払う税金は、県税事務所や市役所が計算します。郵便で「*納税通知書」が来ます。税金は決まった日までに払ってください。税金は、一緒に入っている「*納付書」を使って銀行・郵便局・コンビニエンスストアで払ってください。

*納税通知書:あなたが「どれだけのお金を」「いつまでに」「どこで払うか」など、決まったことを知らせるための、県や市役所からの手紙です。

*納付書:あなたが「いつまでに」「いくら払うか」を書いた紙です。

◆納税証明書と所得証明書

納税証明書は、「あなたがいくら税金を払ったか」を市役所が証明(他の人にわかるように)する書類です。所得証明書は、「あなたがいくらお金をもらったか」を市役所が証明する書類です。その年の1月1日に住んでいたところの市役所でもらえます。お金が必要です。在留資格を変えるときや、市のサービスを受けるときに必要となります。

◆税金が払えないとき

あなたが、仕事がなくして税金を払うお金がないときなどは、納付相談(「税金を遅く払うことができますか」とか「お金を分けて払うことができますか」と税務署や市役所などにきくこと)をします。税金を払わないときは、県や市のサービスを受けることができません。在留資格を新しくするとき困ることがあります。岐阜県に払う税金のことは、岐阜県税務所に相談してください。飛騨市に払う税金のことは、飛騨市役所の税務課に相談してください。

◆あなたが自分の国に帰るとき

あなたが自分の国に帰るときや、外国に行って日本に戻ってこないときは、日本を出る前に税金を全部払わなければなりません。全部払えないときは、日本を出る前にあなたの代わりに払う人を決めて、税務署や市役所に届を出さなければなりません。

10. 子どものこと

問い合わせ先…飛騨市役所市民福祉部市民保健課(保健センター) 住所:飛騨市古川町若宮 2 丁目 1-60

☎0577-73-2948

妊娠したときや、赤ちゃんが生まれたとき、子どもを育てるときにわからないときや、困ったときは、いろいろなことを保健センターで聞くことができます。

保健センターは古川町と神岡町の 2 か所にあります。

施設の名前	住所(場所)	電話番号
古川町保健センター	古川町若宮2丁目1番60号	0577-73-2948
神岡町保健センター	神岡町船津 2212 番地 4	0578-82-2233

【妊娠したとき】

◆妊娠届

妊娠したかもしれないと思ったら、産婦人科の病院へ行きます。

妊娠していたら、妊娠届(おなかに赤ちゃんができたことを市役所に知らせること)がもらえます。

◆母子健康手帳

母子手帳は妊娠しているときの体のことや、赤ちゃんを産んだ時のお母さんの体のこと、赤ちゃんの成長をかくノートです。

妊娠したら、保健センターに妊娠届を出し母子健康手帳をもらいます。母子健康手帳は決まった日にちに取りに行きます。日にちは病院でもらうチラシや市のホームページをみます。決まった日にちに行けない時は古川町保健センター(☎0577-73-2948)に電話します。母子健康手帳と一緒に妊婦健康診査で使うことができる券をもらいます。

◆妊婦健康診査

妊娠したら、病院へ行ってお母さんとおなかの中の赤ちゃんの体を調べます。

病院に行くときは保健センターからもらった妊婦健康診査で使う券と母子健康手帳を持って行きます。

◆妊娠訪問

妊娠中に保健センターのスタッフと面接します。妊娠中出産後の話をします。また、生まれてくるお子さんの*予防接種 でつかう券をお渡しします。

*予防接種:病気にならないようにするための注射

【子どもが生まれた後】

◆赤ちゃん訪問

うまれてから4か月までの赤ちゃんがいる全部の家に、保健センターのスタッフが来ます。赤ちゃんの成長を確認したり、お子さんがいる家で利用できるサービスを紹介します。

◆子どもの健康診査・相談

産まれた赤ちゃんが元気かどうか、医師が診ます(健康診査のみ)。お母さん(お父さん)は赤ちゃんのことで心配なことや、わからないことを相談ができます。お金はいりません。

検査の名前	子どもの年	知っておくこと
乳幼児 健康診査・相談	3か月	・古川町保健センターで受けます。住所が神岡町の方は神岡町保健センターで受けます。
	4か月	
	7か月	・毎回母子健康手帳をお持ちください。そのほかの持ち物は赤ちゃん訪問で案内します。
	12か月	
	1歳6か月	・4か月、1歳6か月、3歳のときは、医師が健康状態を診ます。
	2歳	
	3歳	・1歳6か月、3歳のときは、歯科医師が子どもの歯が悪くないかも診ます。

◆予防接種

予防接種 病気にならないための注射です。お子さんが生まれてから2か月からうち始めます。小児科のある病院で受けます。保健センターからもらった予防接種で使う券と母子健康手帳を持って行きます。なお、国がすすめる予防接種についてはお金はいりませんが、市がすすめる予防接種についてはかかったお金の一部を市が支払います。

【妊娠中・出産後に使えるサービス】

事業名	内容	かかるお金	きくところ
産前ケア (訪問型)	助産師が自宅に訪問し、産前から産後の相談ができます。	お金はいりません。	古川町保健センター 0577-73-2948
産後ケア (訪問型・デイサービス型・宿泊型)	出産後、赤ちゃんが1歳になるまで、産後のお母さんと赤ちゃんの心と体のケアや育児のサポートを頼めます。	利用するときはお金がいります。 しかし、市の補助があります。	古川町保健センター 0577-73-2948

事業名	内容	かかるお金	きくところ
子育て支援ヘルパー	家の掃除や買い物の手伝いを頼めます。	利用するときはお金がいります。 しかし、市の補助があります。	古川町保健センター 0577-73-2948
乳児託児	生後1か月～6か月までのお子さんを助産師が預かります。		子育て応援課 0577-73-2458

【保育園のこと】

保育園は、保護者の就労などの理由で、家庭で子どもの面倒を見ることができない保護者に代わって、小学生になる前のお子様を保育する施設です。

◆病児・病後児保育のこと

子どもが病気等で保育園に預けることができない場合に、保護者が安心して就労できるように、子どもを専用の施設で預けることができます。(生後6か月～小学生)

(発熱、腹痛、インフルエンザなどの感染症、骨折の時など)

◆ファミリー・サポート・センターのこと

保護者の用事などで、子どもの面倒が見ることができない時に一時的に子どもを預けることができます。

11. 困った時の問い合わせ先

問い合わせ先…岐阜県飛騨警察署 住所:飛騨市古川町朝開町 1401 ☎0577-73-0110

飛騨市消防本部 住所:飛騨市古川町高野 251-1 ☎0577-73-0119

◆警察署

こんなときに連絡してください

A 車が何か(人、もの、車)にぶつかったとき(これを交通事故といいます)

B 犯罪にあったとき。または、犯罪を見たとき。

【連絡の仕方】

- (1) まず、スマートフォンや公衆電話で、「110」と発信してください。
- (2) 電話がつながったら、あなたの名前と電話番号を伝えます。
- (3) (2)のあと、なにが起こったかを話します。

A.交通事故があったとき

- I. いつ、どこで事故がおきたか。
- II. どんな事故がおきたか。
- III. けがをしている人がいるか。

B.犯罪があったとき。犯罪を見たとき。

- I. どんな犯罪がありましたか。(バッグを盗まれた。人が刺された。など)
- II. どこで犯罪がおきましたか。
- III. あなたが犯罪にあいましたか。犯罪にあったのは他の誰かですか。

◆消防署

こんなときに連絡してください。

A 急な病気やケガをしてしまったとき

B 火事が起きたとき

【連絡の仕方】

- (1) まず、スマートフォンや公衆電話で、「119」と発信してください。
- (2) 電話がつながったら、あなたの名前と電話番号を伝えます。
- (3) そのあと、何が起こったか話します。

A.急な病気やケガをしてしまったとき

- I. 病気なのか。ケガなのか。
- II. 病気の人やケガの人は今どこにいますか。
- III. 病気の人やケガの人は誰ですか。どんな病気やケガをしていますか。

B.火事が起きたとき

- I. まず、「火事です」と言ってください。
- II. 火事が起きている場所はどこですか。
- III. 燃えているものは何ですか。(家やゴミなど)
- IV. けがをしている人はいますか。